

令和6年3月

伊那市議会定例会 委員会提出議案書

(関係資料)

令和6年3月15日

令和6年3月伊那市議会定例会 委員会提出議案 目次

委員会提出議案第1号 伊那市議会会議規則の一部を改正する規則……………4

委員会提出議案第1号関係資料 伊那市議会会議規則新旧対照表……………11

委員会提出議案第2号 伊那市議会委員会条例の一部を改正する条例……………21

委員会提出議案第2号関係資料 伊那市議会委員会条例新旧対照表……………24

伊那市議会会議規則の一部を改正する規則

伊那市議会会議規則（平成18年伊那市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第83条」を「第83条の2」に、
「第5節 委員長及び副委員長の互選（第100条・第101条）」を
「第5節 委員長及び副委員長の互選（第100条・第101条）」を
第6節 表決（第101条の2—第101条の4）」に、
「第129条」を「第129条・第129条の2」に、「第131条」を「第130条の2—第131条」に改める。

第2条の見出しを「（欠席、遅刻又は早退の届出）」に改め、同条第1項中「出席できない」を「欠席し、遅刻し、又は早退する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事情により届出ができないときは、その事情がなくなった後、速やかに議長に届け出るものとする。

第9条第1項中「午前10時」を「午前9時30分」に改め、同条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条に次の1項を加える。
3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない」に改め、同条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第45条第2項中「認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項中「演壇又は議席」を「議長が指定する場所」に改める。

第60条の次に、次の1条を加える。

(オンライン会議システムを活用した一般質問)

第60条の2 議員は、第2条の規定により会議を欠席し、遅刻し、又は早退する場合において、前条第1項の質問を、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下この条において「オンライン会議システム」という。）により行うことを希望するときは、議長の承諾を得て、オンライン会議システムにより質問をすることができる。

2 議長は、前項の承諾をするときは、当該承諾を求める議員の意見を聴いて、オンライン会議システムにより質問をするに当たって必要な装置が設置された場所であって、議長が相当と認める場所を指定して行うものとする。

3 議員がオンライン会議システムにより質問をする場合において、議長は、当該議員が法第129条第1項の規定による命令に従わないときは、オンライン会議システムへの接続を解除することができる。

4 議員がオンライン会議システムにより質問する場合において、質問の通告をした議員が質問の順位に当たっても質問しないとき、又はオンライン会議システムへの接続ができないとき（接続した後であっても通信環境の悪化等によりオンライン会議システムによる質問を継続することが困難であるときを含む。）は、その通告は効力を失う。

第61条第1項中「前条」を「第60条」に改める。

第72条中「第31条」の次に「第1項から第3項」を加える。

第75条の4第1項中「（以下「公述人」という。）は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削る。

第76条中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第78条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第81条の見出しを「（欠席、遅刻又は早退の届出）」に改め、同条第1項中「出席できない」を「欠席し、遅刻し、又は早退する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事情により届出ができないときは、その事情がなくなった後、速やかに委員長に届け出るものとする。

第2章第1節中第83条の次に次の1条を加える。

(出席委員に関する措置)

第83条の2 この章における出席委員には、伊那市議会委員会条例（平成18年伊那市条例第227号。以下「委員会条例」という。）第15条の2第1項の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で開かれているときは、オンラインによる方法で委員会に出席している委員を含む。

第97条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。
- 4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第98条に次の1項を加える。

- 2 委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第2章に次の1節を加える。

第6節 表決

(準用規定)

第101条の2 委員会における表決については、第1章第8節の規定（第66条、第72条及び第75条第1項を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「議長」とあるのは「委員長」と、「議員」とあるのは「委員」と、「起立」とあるのは「挙手」と、「出席議員4人以上」とあるのは「出席委員」と、「出席議員1人以上」とあるのは「出席委員」と読み替えるものとする。

(不在委員)

第101条の3 表決の際、委員会の会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、オンラインによる方法で委員会に出席している委員は、この限りでない。

(選挙規定の準用)

第101条の4 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条から第30条まで、第31条第1項から第3項まで及び第32条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中、「議長」とあるのは「委員長」と、「議場」とあるのは「委員会の会議室」と読み替えるものとする。

第102条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

- 6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第104条第1項ただし書中「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第104条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第105条に次の2項を加える。

- 3 前項の場合において、委員会条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。
- 4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第106条第1項中「意見を付け、」を削り、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第108条第1項中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要であると認める」に改め、同条第2項中「陳情」の次に「及び第130条の2のコンピュータネットワークを使用する方法により提出された陳情」を加える。

第113条を次のように改める。

(決定の通知)

- 第113条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第120条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第124条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第124条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第7章中第129条の次に次の1条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第129条の2 前条の協議等の場については、災害等の発生、感染症のまん延等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第9章中第131条の前に次の2条を加える。

(コンピュータネットワークによる通知等)

- 第130条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定めるコンピュータネットワーク（法第138条の2第1項の総務省令で定める電子情報処理組織であつて、議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。
- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定めるコンピュータネットワークを使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該コンピュータネットワークを使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項のコンピュータネットワークを使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項のコンピュータネットワークを使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第64条、第103条第1項及び第104条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次

条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定めるコンピュータネットワークを使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項のコンピュータネットワークを使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項のコンピュータネットワークを使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第130条の3 この規則の規定(第28条第1項(第72条において準用される場合を含む。))を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

別表中

「

常任委員会協議会	各常任委員会の所管事項に関し、協議又は調整を行うため	常任委員	委員長
議会だより編集委員会	議会だよりの編集及び発行に関し、協議又は調整を行うため	議会だより編集委員	委員長

」を

「

常任委員会協議 会	各常任委員会の所管事項に 関し、協議又は調整を行う ため	常任委員	委員長
広聴委員会	市民からの意見の取扱い及 び広聴等に関し、協議又は 調整を行うため	広聴委員	委員長
広報委員会	議会の広報活動に関し、協 議又は調整を行うため	広報委員	委員長

」に

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月15日提出

伊那市議会 議会運営委員会
委員長 三澤 俊明

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、議会に係る手続のオンライン化に向け所要の改正を行う等のため、提案するものであります。

委員会提出議案第1号関係資料

伊那市議会会議規則新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 委員会</p> <p> 第1節 総則 (第80条—<u>第83条</u>)</p> <p> 第2節～第4節 略</p> <p> 第5節 委員長及び副委員長の互選 (第100条・第101条)</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場 (<u>第129条</u>)</p> <p>第8章 略</p> <p>第9章 補則 (<u>第131条</u>)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 委員会</p> <p> 第1節 総則 (第80条—<u>第83条の2</u>)</p> <p> 第2節～第4節 略</p> <p> 第5節 委員長及び副委員長の互選 (第100条・第101条)</p> <p> <u>第6節 表決 (第101条の2—第101条の4)</u></p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場 (<u>第129条・第129条の2</u>)</p> <p>第8章 略</p> <p>第9章 補則 (<u>第130条の2—第131条</u>)</p> <p>附則</p>
<p><u>(欠席の届出)</u></p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため<u>出席できない</u>ときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p>	<p><u>(欠席、遅刻又は早退の届出)</u></p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため<u>欠席し、遅刻し、又は早退する</u>ときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。<u>ただし、やむを得ない事情により届出ができないときは、その事情がなくなった後、速やかに議長に届け出るものとする。</u></p> <p>2 略</p>
<p><u>(会議時間)</u></p> <p>第9条 会議時間は、<u>午前10時から</u>とする。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p>	<p><u>(会議時間)</u></p> <p>第9条 会議時間は、<u>午前9時30分から</u>とする。</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するとき</u></p>

旧	新
	<p><u>その他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</u></p>
<p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) 第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会の承認を要する。</u></p> <p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>承認</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>承認</u>を求めようとするときは、<u>委員会の承認</u>を得て委員長から請求しなければならない。</p>	<p>(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) 第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>許可</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>許可</u>を求めようとするときは、<u>委員会の許可</u>を得て委員長から請求しなければならない。</p>
<p>(投票) 第29条 議員は、<u>職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。</u></p>	<p>(投票) 第29条 議員は、<u>議長の指示に従って、順次、投票する。</u></p>
<p>(開票及び投票の効力) 第31条 略 2～3 略</p>	<p>(開票及び投票の効力) 第31条 略 2～3 略 4 <u>投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p>
<p>(委員会の中間報告) 第45条 略 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、<u>中間報告をすることができる。</u></p>	<p>(委員会の中間報告) 第45条 略 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、<u>議会の承認を得て、中間報告をすることができる。</u></p>
<p>(発言の許可) 第50条 発言は、全て議長の許可を得た後、<u>演壇又は議席</u>で行わなければならない。</p>	<p>(発言の許可) 第50条 発言は、全て議長の許可を得た後、<u>議長が指定する場所</u>で行わなければならない。</p>

旧	新
<p>2 略</p>	<p>2 略</p> <p><u>(オンライン会議システムを活用した一般質問)</u></p> <p><u>第60条の2 議員は、第2条の規定により会議を欠席し、遅刻し、又は早退する場合において、前条第1項の質問を、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下この条において「オンライン会議システム」という。）により行うことを希望するときは、議長の承諾を得て、オンライン会議システムにより質問をすることができる。</u></p> <p><u>2 議長は、前項の承諾をするときは、当該承諾を求める議員の意見を聴いて、オンライン会議システムにより質問をするに当たって必要な装置が設置された場所であって、議長が相当と認める場所を指定して行うものとする。</u></p> <p><u>3 議員がオンライン会議システムにより質問をする場合において、議長は、当該議員が法第129条第1項の規定による命令に従わないときは、オンライン会議システムへの接続を解除することができる。</u></p> <p><u>4 議員がオンライン会議システムにより質問する場合において、質問の通告をした議員が質問の順位に当たっても質問しないとき、又はオンライン会議システムへの接続ができないとき（接続した後であっても通信環境の悪化等によりオンライン会議システムによる質問を継続することが困難であるときを含む。）は、その通告は効力を失う。</u></p>
<p>(緊急質問等)</p> <p>第61条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、<u>前条</u>の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(緊急質問等)</p> <p>第61条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、<u>第60条</u>の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。</p> <p>2～3 略</p>
<p>(選挙規定の準用)</p> <p>第72条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条から第31条まで、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。</p>	<p>(選挙規定の準用)</p> <p>第72条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条から第31条第1項から第3項まで、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。</p>

旧	新
<p>(公述人の決定)</p> <p>第75条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び識見を有する者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ<u>文書</u>で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p> <p>2 略</p>	<p>(公述人の決定)</p> <p>第75条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び識見を有する者等(以下「公述人」という。)は、<u>前条の規定により</u>あらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。</p> <p>2 略</p>
<p>(会議録の記載事項)</p> <p>第76条 会議録に<u>記載し、又は記録する</u>事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) 略</p>	<p>(会議録の記載事項)</p> <p>第76条 会議録に<u>記載する</u>事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) 略</p>
<p>(会議録署名議員)</p> <p>第78条 会議録に署名する議員(<u>会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員</u>)は、2人とし、議長が会議において指名する。</p>	<p>(会議録署名議員)</p> <p>第78条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。</p>
<p><u>(欠席の届出)</u></p> <p>第81条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため<u>出席できない</u>ときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p>	<p><u>(欠席、遅刻又は早退の届出)</u></p> <p>第81条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため<u>欠席し、遅刻し、又は早退する</u>ときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。<u>ただし、やむを得ない事情により届出ができないときは、その事情がなくなった後、速やかに委員長に届け出るものとする。</u></p> <p>2 略</p>
	<p><u>(出席委員に関する措置)</u></p> <p>第83条の2 この章における出席委員には、伊那市議会委員会条例(平成18年伊那市条例第227号。以下「委員会条例」という。)第15条の2第1項の規定により、<u>映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)</u>で開かれているときは、オンライン</p>

旧	新
	<p><u>ンによる方法で委員会に出席している委員を含む。</u></p>
<p>(委員外議員の発言) 第97条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2 委員会は、<u>委員でない議員</u>から発言の申出があったときは、その許否を決める。</p>	<p>(委員外議員の発言) 第97条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員 <u>(以下この条において「委員外議員」という。)</u> に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>2 委員会は、<u>委員外議員</u>から発言の申出があったときは、その許否を決める。</p> <p>3 <u>前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p>
<p>(委員長の発言) 第98条 略</p>	<p>(委員長の発言) 第98条 略</p> <p>2 <u>委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。</u></p>
	<p>第6節 表決</p>
	<p>(準用規定) 第101条の2 <u>委員会における表決については、第1章第8節の規定(第66条、第72条及び第75条第1項を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「議長」とあるのは「委員長」と、「議員」とあるのは「委員」と、「起立」とあるのは「挙手」と、「出席議員4人以上」とあるのは「出席委員」と、「出席議員1人以上」とあるのは「出席委員」と読み替えるものとする。</u></p>

旧	新
	<p>(不在委員)</p> <p><u>第101条の3 表決の際、委員会の会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、オンラインによる方法で委員会に出席している委員は、この限りでない。</u></p>
	<p>(選挙規定の準用)</p> <p><u>第101条の4 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条から第30条まで、第31条第1項から第3項まで及び第32条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中、「議長」とあるのは「委員長」と、「議場」とあるのは「委員会の会議室」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第102条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 請願者が、請願（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第102条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 請願者が、請願（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</p> <p><u>6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u></p>
<p>(請願の委員会付託)</p> <p>第104条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</u></p> <p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出された</p>	<p>(請願の委員会付託)</p> <p>第104条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、<u>常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</u></p> <p><u>2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。</u></p> <p>3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出された</p>

旧	新
<p>ものとみなす。</p>	<p>ものとみなし、それぞれの委員会に付託する。</p>
<p>(紹介議員の委員会出席) 第105条 略 2 略</p>	<p>(紹介議員の委員会出席) 第105条 略 2 略 <u>3 前項の場合において、委員会条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。</u> <u>4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p>
<p>(請願の審査報告) 第106条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により<u>意見を付け、議長に報告しなければならない。</u> (1)～(2) 略 <u>2 略</u></p>	<p>(請願の審査報告) 第106条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。 (1)～(2) 略 <u>2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u> <u>3 略</u></p>
<p>(陳情書の処理) 第108条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、<u>その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。</u> 2 郵送された陳情については、その写しを議員に配布し、審査しないものとする。ただし、内容によっては、議長の判断により議会運営委員会で取扱いを協議させ、審査の対象とすることができる。</p>	<p>(陳情書の処理) 第108条 議長は、陳情書又はこれに類するもので<u>議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。</u> 2 郵送された陳情及び第130条の2のコンピュータネットワークを使用する方法により提出された陳情については、その写しを議員に配布し、審査しないものとする。ただし、内容によっては、議長の判断により議会運営委員会で取扱いを協議させ、審査の対象とすることができる。</p>
<p><u>(決定書の交付)</u> 第113条 <u>議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうか</u></p>	<p><u>(決定の通知)</u> 第113条 <u>前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定め</u></p>

旧	新
<p><u>についての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。</u></p>	<p><u>る。</u></p>
<p>(資料等印刷物の配布又は掲示許可) 第120条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布し、又は掲示するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</u></p>	<p>(資料等印刷物の配布又は掲示許可) 第120条 議場又は委員会の会議室において、<u>資料等を配布し、又は掲示するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</u></p>
	<p><u>(代理弁明)</u> 第124条の2 議員は、<u>自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。</u></p>
	<p><u>(協議等の場の開催方法の特例)</u> 第129条の2 前条の協議等の場については、<u>災害等の発生、感染症のまん延等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。</u> 2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。</p>
	<p><u>(コンピュータネットワークによる通知等)</u> 第130条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）<u>に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定めるコンピュータネットワーク（法第138条の2第1項の総務省令で定める電子情報処理組織であって、議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p>

旧	新
	<p>2 <u>議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定めるコンピュータネットワークを使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該コンピュータネットワークを使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</u></p> <p>3 <u>前2項のコンピュータネットワークを使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>第1項又は第2項のコンピュータネットワークを使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第64条、第103条第1項及び第104条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定めるコンピュータネットワークを使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。</u></p> <p>5 <u>議会に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項のコンピュータネットワークを使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</u></p> <p>6 <u>議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項のコンピュータネットワークを使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以</u></p>

旧	新																																												
	<p>外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</p>																																												
	<p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第130条の3 この規則の規定（第28条第1項（第72条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</p>																																												
<p>別表（第129条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>構成員</th> <th>招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>常任委員会協議会</td> <td>各常任委員会の所管事項に関し、協議又は調整を行うため</td> <td>常任委員</td> <td>委員長</td> </tr> <tr> <td>議会だより編集委員会</td> <td>議会だよりの編集及び発行に関し、協議又は調整を行うため</td> <td>議会だより編集委員</td> <td>委員長</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	構成員	招集権者	略				常任委員会協議会	各常任委員会の所管事項に関し、協議又は調整を行うため	常任委員	委員長	議会だより編集委員会	議会だよりの編集及び発行に関し、協議又は調整を行うため	議会だより編集委員	委員長	略				<p>別表（第129条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>構成員</th> <th>招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>常任委員会協議会</td> <td>各常任委員会の所管事項に関し、協議又は調整を行うため</td> <td>常任委員</td> <td>委員長</td> </tr> <tr> <td>広聴委員会</td> <td>市民からの意見の取扱い及び広聴等に関し、協議又は調整を行うため</td> <td>広聴委員</td> <td>委員長</td> </tr> <tr> <td>広報委員会</td> <td>議会の広報活動に関し、協議又は調整を行うため</td> <td>広報委員</td> <td>委員長</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	構成員	招集権者	略				常任委員会協議会	各常任委員会の所管事項に関し、協議又は調整を行うため	常任委員	委員長	広聴委員会	市民からの意見の取扱い及び広聴等に関し、協議又は調整を行うため	広聴委員	委員長	広報委員会	議会の広報活動に関し、協議又は調整を行うため	広報委員	委員長	略			
名称	目的	構成員	招集権者																																										
略																																													
常任委員会協議会	各常任委員会の所管事項に関し、協議又は調整を行うため	常任委員	委員長																																										
議会だより編集委員会	議会だよりの編集及び発行に関し、協議又は調整を行うため	議会だより編集委員	委員長																																										
略																																													
名称	目的	構成員	招集権者																																										
略																																													
常任委員会協議会	各常任委員会の所管事項に関し、協議又は調整を行うため	常任委員	委員長																																										
広聴委員会	市民からの意見の取扱い及び広聴等に関し、協議又は調整を行うため	広聴委員	委員長																																										
広報委員会	議会の広報活動に関し、協議又は調整を行うため	広報委員	委員長																																										
略																																													

伊那市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊那市議会委員会条例（平成18年伊那市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第15条の2の見出しを「（委員会の開会方法の特例）」に改め、同条第1項中「災害の発生、感染症のまん延等やむを得ない理由により、委員が、委員会の開催場所への参集が困難と判断される場合には」を「次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは」に、「映像及び」を「映像と」に、「オンライン」を「オンラインによる方法」に、「を活用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）を開催する」を「で委員会を開く」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

- (1) 災害等の発生、感染症のまん延防止措置等やむを得ない事由により委員会を開催する場所への委員の参集が困難と判断される場合
- (2) 疾病、育児、看護、介護等やむを得ない事由により委員会を開催する場所への参集が困難な委員からオンラインによる方法で委員会の開会の求めがある場合

第15条の2第2項中「前項の場合」を「前項の規定により開く委員会」に、「委員会にオンラインによる」を「オンラインによる方法で」に、「の許可を得なければならない」を「に届け出なければならない」に改め、同条第3項中「により委員長の許可を得て」を「による届出をして」に、「次条及び第17条第1項の出席委員とする」を「委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する」に改め、同条第4項中「オンライン委員会の開催方法」を「オンラインによる方法での委員会の開会方法」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（オンラインによる方法による委員会における委員長の職務代行の特例）

第15条の3 前条第1項の規定により委員会を開く場合において、委員長がオンラインによる方法により委員会に出席するときは、第12条の規定にかかわらず、委員長は、委員長の職務の全部又は一部を副委員長その他の委員に行わせることができる。

第21条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第24条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定めるコンピュータネットワーク（法第138条の2第1項の総務省令で定める電子情報処理組織であって、委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「（以下「公述人」という。）は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削り、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べるができる。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくはコンピュータネットワークを使用する方法により」に改める。

第29条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるができる。

第30条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月15日提出

伊那市議会 議会運営委員会
委員長 三澤 俊明

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（令和５年法律第１９号）の施行に伴い、議会に係る手続のオンライン化に向け所要の改正を行う等のため、提案するものであります。

委員会提出議案第2号関係資料

伊那市議会委員会条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p><u>(開催の特例)</u></p> <p>第15条の2 委員長は、<u>災害の発生、感染症のまん延等やむを得ない理由により、委員が、委員会の開催場所への参集が困難と判断される場合には、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）を開催することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、委員会にオンラインによる出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、次条及び第17条第1項の出席委員とする。</u></p> <p>4 <u>オンライン委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p><u>(委員会の開会方法の特例)</u></p> <p>第15条の2 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、<u>映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 災害等の発生、感染症のまん延防止措置等やむを得ない事由により委員会を開会する場所への委員の参集が困難と判断される場合</u></p> <p><u>(2) 疾病、育児、看護、介護等やむを得ない事由により委員会を開会する場所への参集が困難な委員からオンラインによる方法で委員会の開会の求めがある場合</u></p> <p>2 <u>前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定による届出をして委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>
	<p><u>(オンラインによる方法による委員会における委員長の職務代行の特例)</u></p> <p>第15条の3 <u>前条第1項の規定により委員会を開く場合において、委員長がオンラインによる方法により委員会に出席するときは、第12条の規定にかかわらず、委員長は、委員長の職務の全部又は一部を副委員長その他の委員に行わせることができる。</u></p>
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 略</p>	<p>(出席説明の要求)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 <u>前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u></p>

旧	新
<p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第24条 略</p>	<p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第24条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定めるコンピュータネットワーク（法第138条の2第1項の総務省令で定める電子情報処理組織であつて、委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u></p>
<p>(公述人の決定)</p> <p>第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び識見を有する者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ<u>文書</u>で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>かたよらない</u>ように公述人を選ばなければならない。</p>	<p>(公述人の決定)</p> <p>第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び識見を有する者等（以下「公述人」という。）は、<u>前条の規定により</u>あらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>偏らない</u>ように公述人を選ばなければならない。</p> <p><u>3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。</u></p>
<p>(代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述)</p> <p>第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書</u>で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可をした場合は、この限りでない。</p>	<p>(代理人又は<u>文書等</u>による意見の陳述)</p> <p>第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくはコンピュータネットワークを使用する方法により</u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可をした場合は、この限りでない。</p>
<p>(参考人)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 略</p>	<p>(参考人)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 参考人は、オンラインによる方法により委員会</u>で意見を述べる<u>ことができる。</u></p> <p><u>4</u> 略</p>

旧	新
<p>(記録) 第30条 略</p> <p><u>2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名については、法第123条第3項の規定を準用する。</u></p> <p><u>3 前2項の記録は、議長が保管する。</u></p>	<p>(記録) 第30条 略</p> <p><u>2 前項の記録は、議長が保管する。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</u></p>